第3条(本サービスの内容) 第3条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、次のとおりとします。 本サービスの内容は、次のとおりとします。 (1) 端末設備貸出サービス (1) 端末設備貸出サービス 当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる端末設 当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる端末設 備を当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人 備を当社と本サービスの利用契約を締結した個人または法人 (以下「加入者」といいます。) に貸与するサービス (以下「加入者」といいます。) に貸与するサービス (2) 工事サービス (2) 工事サービス 電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込 電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引き ★、屋内配線、終端装置の設置に係る工事および保守等の一部 <u>込み</u>、屋内配線、終端装置の設置に係る工事および保守等の-をおこなうサービス 部をおこなうサービス 第4条(利用契約) 第4条(利用契約) <u>本サービスを利用しようとする方</u>(以下「申込者」といいま <u>本サービスの利用申込みをする個人または法人</u>(以下「申込 者」といいます。)は、約款等および本規約を承諾のうえ、当 社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に<u>申し込</u>)は、約款等および本規約を承諾のうえ、当社が別途指定 する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい 2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた 順番に従って承諾します。 2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該 順に従って承諾します。 当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあ 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに ります。 該当する<mark>と判断した</mark>場合には、第1項に基づく申込みを承諾し ないことがあります。 (1) 申込者とソフトバンクの間において電話サービスに係る (1) 申込者とソフトバンクの間において電話サービスに係る 契約(以下「電話契約」といいます。)が締結されていない場 契約が締結されていない場合 (略) (略) 第5条(契約の解除等) 第5条(契約の解除等) (略) (略) 3. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事 3. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事 等を着工または完了した場合には、加入者はその工事に要した 等を<u>着工済み、また完了済みの</u>場合には加入者はその工事に要 した全ての費用を負担するものとします。 すべての費用を負担するものとします。 第6条(端末設備貸出サービス) 第6条(端末設備貸出サービス) 当社は、第4条(利用契約)の規定に従いケーブルライン 当社は、第4条(利用契約)の規定に従い本サービスの利用契 約が成立した場合は、約款および別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条(本サービスの内容)第1項第1号で定める端末設備貸出サービスを加入者に提供しま 話の利用契約が成立した場合は、約款および別紙「端末設備貸 出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条(本サービス の内容)第1項第1号で定める端末設備貸出サービスを加入者 に提供します。

第7条(端末設備の返却について)

端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。 なお、当社に返却がない場合は、当社は別表2に定める機器損害金を請求します。

第7条(端末設備の返却について)

端末設備の所有権は当社に帰属し、本サービスの利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別表2に定める機器損害金を請求します。

第

第8条(工事サービス)

当社は第4条(利用契約)の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引き込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事および保守等の一部(以下「工事サービス」という)を、当社所定の機器、工法等により当社または当社が指定する業者が行なうものとします。

第8条(工事サービス)

当社は、第4条(利用契約)の規定に従い本サービスの利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引き込み、屋内配線、終端装置・端末機器の設置に係る工事および保守等の一部(以下「工事サービス」といいます。)を、当社所定の機器、工法等により当社または当社が指定する業者が行うものとします。

第9条 (加入者の工事協力)

加入者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線および終端装置・端末設備等を設置するために必要な場所を無償で提供していただきます。

要な場所を無償で提供<u>していただきます。</u>
2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 加入者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. 加入者は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたは線条その他の導体を接続しないこととします。加入者は故意または過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分、また紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条(加入者の工事協力)

加入者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線および終端装置・端末機器等を設置するために必要な場所を無償で提供するものとします。

要な場所を無償で提供するものとします。 2. 当社は、<mark>電話接続回線、屋内配線および終端装置・端末機器等</mark>の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3.加入者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる 区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信 設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用 することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備 を設置するものとします。

4. 加入者は、当社が提供した終端装置・端末機器の移動、取り外し、変更、分解もしくは破損または線条その他の導体を接続しないこととします。加入者は、故意または過失により終端装置・端末機器を故障または破損させた場合は、修理にかかる実費相当分、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第10条(工事費)

加入者は、当社が工事サービス<mark>の実施</mark>を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金を<u>いい、</u>以下「工事費」<u>という</u>)を当社に支払う義務が発生します。

第10条(工事費)

加入者は、当社が工事サービス<mark>および撤去</mark>を完了した場合、当該工事サービス<u>および撤去</u>に関する料金(当社が別に定める料金を<u>いいます。</u>以下「工事費」<u>といいます。</u>)を当社に支払う義務が発生します。

第11条(ソフトバンクに係る債権の譲渡等)

当社は、加入者に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたソフトバンクの債権(以下「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社およびソフトバンクは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条(ソフトバンクに係る債権の譲渡等)

当社は、加入者に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたソフトバンクの債権(以下「電話サービス料金」といいます。)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社およびソフトバンクは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

[H

第12条 (請求と支払い等)

加入者は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口 <u>座振替による方法</u>で、当社の定める期日までに支払いを<mark>行なう</mark> ものとします。

2.前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができ。 ますが、金融機関に係る振込手数料は、加入者の負担としま

- 3. 加入者は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務
- 4. 加入者が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠っ たときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数につい て年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間に ついても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条 (請求と支払い等)

加入者は、工事費および電話サービス料金を当社が指定する方 法で、当社の定める期日までに支払いを行うものとします。 (削除)

- . 加入者は、当社が工事費および電話サービス料金の収納業 務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものと
- 3. 加入者が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠っ たときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数につい て年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間に ついても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第13条 (利用契約の終了)

当社は、加入者が本規約(本規約において準用している規定を 含みます。) に違反したときは、何ら事前の通知または催告を 行うことなく利用契約を解除することができるものとします。 2. 加入者は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじ め当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するもの とします。

- 3. 加入者とソフトバンクの電話サービスに係る契約が終了し たときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了 するものとします。
- 4. 利用契約の終了に伴い、当社は加入者の電話接続回線の引 込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置、端末設備を撤去し、加入者は工事費を支払うとともに撤去に伴う加入者が所 有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担 にて行うものとします。

第13条 (利用契約の終了)

当社は、加入者が本規約(本規約において準用している規定を **含みます。)に違反したときは、何ら事前の通知または催告を** 行うことなく利用契約を解除することができるものとします。 2. 加入者は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじ め当社が別に定める方法によりそのことを当社に通知するもの とします。

- 3. 加入者とソフトバンクの電話サービスに係る契約が終了し たときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了 するものとします。
- 4. 利用契約の終了に伴い、当社は加入者の電話接続回線の引 <u>き込み</u>工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置<u>・端末機器</u>を 撤去し、加入者は工事費を支払うとともに撤去に伴う加入者が 所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負 担にて行うものとします。

第14条(利用契約に係る加入者情報の利用)

当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは 居所または請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る 契約の申込み、契約の終結、工事、料金の適用または料金の請 求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な 範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個 人情報の利用目的は、別途定める「個人情報の取り扱いについ て」によります。

(追加)

第14条(利用契約に係る加入者情報の利用)

当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは 居所または請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る 契約の申込み、契約の終結、工事、料金の適用または料金の請 求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な

- 範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」および本条に基づいて適正に取り扱います。
 2. 電話サービスの不具合解析や端末機器の交換・故障修理を行う場合、当社は、端末機器製造事業者に対し、以下の情報を 提供する場合があります。
- (1)対象情報の項目
- ・端末機器の製造番号(MACアドレス)等
- ・端末機器内に保存されたシステムログおよび通信ログ(故障 により消去できない場合に限る) (2)提供先(端末機器製造事業者) ・サーコム・ジャパン株式会社

- (3)利用目的
- ・端末機器の修理および故障原因の解析のため
- 3. 当社は、前項に定める解析結果や修理状況をサーコム・ ジャパン株式会社から取得することができるものとします。 4. 個人情報の取り扱いに関して、本規約の内容と「個人情報 の取り扱いについて」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の 規定が優先して適用されるものとします。

(追加)

(追加)

ケーブルライン光電話サービス利用規約 新旧対照表 第16条(紛争の処理) 第16条(紛争の処理) 本サービスについて、当社と加入者の間に紛争が生じた場合、 奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 <mark>−ブルライン光電話</mark>について、当社と加入者の間に紛争が生 じた場合、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と します。 付則 付則 (略) (略) 8. 本規約は2022年2月21日より施行します。 8. 本規約は2023年4月3日より施行します。 別紙 端末設備貸出サービスに関する契約条項 別紙 端末設備貸出サービスに関する契約条項 1. 端末機器の貸出 1. 端末機器の貸出 当社は、加入者に対し、その加入者との間で締結している1の 当社は、加入者に対し、当該加入者との間で締結している1の <u>利用契約</u>につき、1の当社が別途指定する端末機器(種類の異 <mark>ブルライン光電話契約</mark>につき、1の当社が別途指定する端 末機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機 なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信 器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するもの をいいます。(以下「端末機器」といいます。))を無償で貸 機能を有するものを<u>言います。</u>(以下「端末機器」といいま す。))を無償で貸与します。 与します。 3. 端末機器の使用および保管等 3. 端末機器の使用および保管等 (略) (3) 加入者は、端末機器に故障、滅失または毀損等が生じた (3) 加入者は、端末機器に故障、滅失または毀損等が生じた ときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、<mark>故障品</mark>と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する ときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知 を受領後、<u>故障または毀損等の生じた端末機器</u> 正常な端末機器<u>(以下「代品」といいます。)</u>を提供し、加入 品」といいます。) と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有す 毀損等の生じた端末機器(以下<u>「故障品」といい</u> る正常な端末機器を提供し、加入者は、<mark>故障品</mark>を当社に返却す 者は、<u>故障、</u> ます。)を当社に返却するものとします。 るものとします。 (略) 4. 端末機器の返還等 4. 端末機器の返還等 (1) 加入者は、解約等の理由で端末機器の返還が必要となっ (1)加入者は、<u>利用契約の</u>解約等の理由で端末機器の返還が た場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末機器の返還に 必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末機 係る工事の依頼を行うこととします。 器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。 責任の範囲 5. 責任の範囲

(略)

- (2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに よる事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場 合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当す る額を限度として損害を賠償します。ただし当社等に故意また は重大な過失がある場合は、この限りではありません。 (3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めによら
- ない事由により加入者が被った損害について、その責任を一切 負わないものとします。 (4)当社等は、加入者の責めによらない事由により端末機器
- を全く使用することができない状態(端末機器を全く使用でき ない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場 合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以 上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻 以降の使用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限 ります。)について24時間ごとの日数を計算し、その日数に 応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払 いを要しないものとします。ただし、当社等の故意または重大な過失により、端末機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時 間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービ スに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

(略)

- (2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに よる事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場 合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当す る額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意ま
- たは重大な過失がある場合は、この限りではありません。 (3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めによらない事由により加入者が被った損害について、その責任を一切
- 負わないものとします。 (4) 当社等は、加入者の責めによらない事由により端末機器 をまったく使用することができない状態(端末機器をまった 使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が 生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して2 4時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が 知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数であ る部分に限ります。) について24時間ごとの日数を計算し、 その日数に応する約款に規定された電話サービスに係る定額利 用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意 または重大な過失により、端末機器を<u>まったく</u>利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定さ れた電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものと します。